
第1章 名勝指定と指針策定の目的

第1節 三重県名勝「宮川堤」の指定

1. 指定の経過

景勝地として有名であった宮川堤の名勝指定は古く、昭和12年6月30日付けで三重県名勝「宮川堤」に指定され、指定の告示（三重県告示第738号以下参照）がなされている。

また、「宮川堤」の管理者は伊勢市であり、管理協力者として宮川保勝会が位置づけられている。

2. 指定告示

●三重県告示第七百三十八号

三重県史蹟、名勝、天然記念物、保存顕彰規程ニ依リ左記ノ通指定ス
昭和十二年六月三十日 三重県知事 安藤 狂四郎

種類	名称	地名	地域
名勝	宮川堤	宇治山田市中島町官第七一〇番地 同 市宮川町官第七一〇番地	堤塘及川敷 一八町四反一畝三步

3. 指定範囲

名勝宮川堤の指定告示では、「地域」として中島町は堤塘及川敷、宮川町は18町4反1畝3歩と記載されており、指定当時の面積は宮川河道を含むものであった。そのため地域の変動が著しく、その後地目地番について変動があり、不正確であったため、昭和56年5月28日付けで伊勢市教育委員会から三重県教育委員会へ提出した三重県指定史蹟名勝天然記念物現状報告書にて、指定面積の変更の必要「有」としている。

同報告書記載の指定地の明細は以下のとおりである。

地番	地目	面積 m ² ※建設省宮川出張所調査	所有者〔点検者〕住所 〔管理者〕氏名
中島町 710	雑種地	79,201	建設省
宮川町 375	雑種地	26,426	
	総計	105,627	

指定地の範囲を図示すると概ね図1のとおりである。

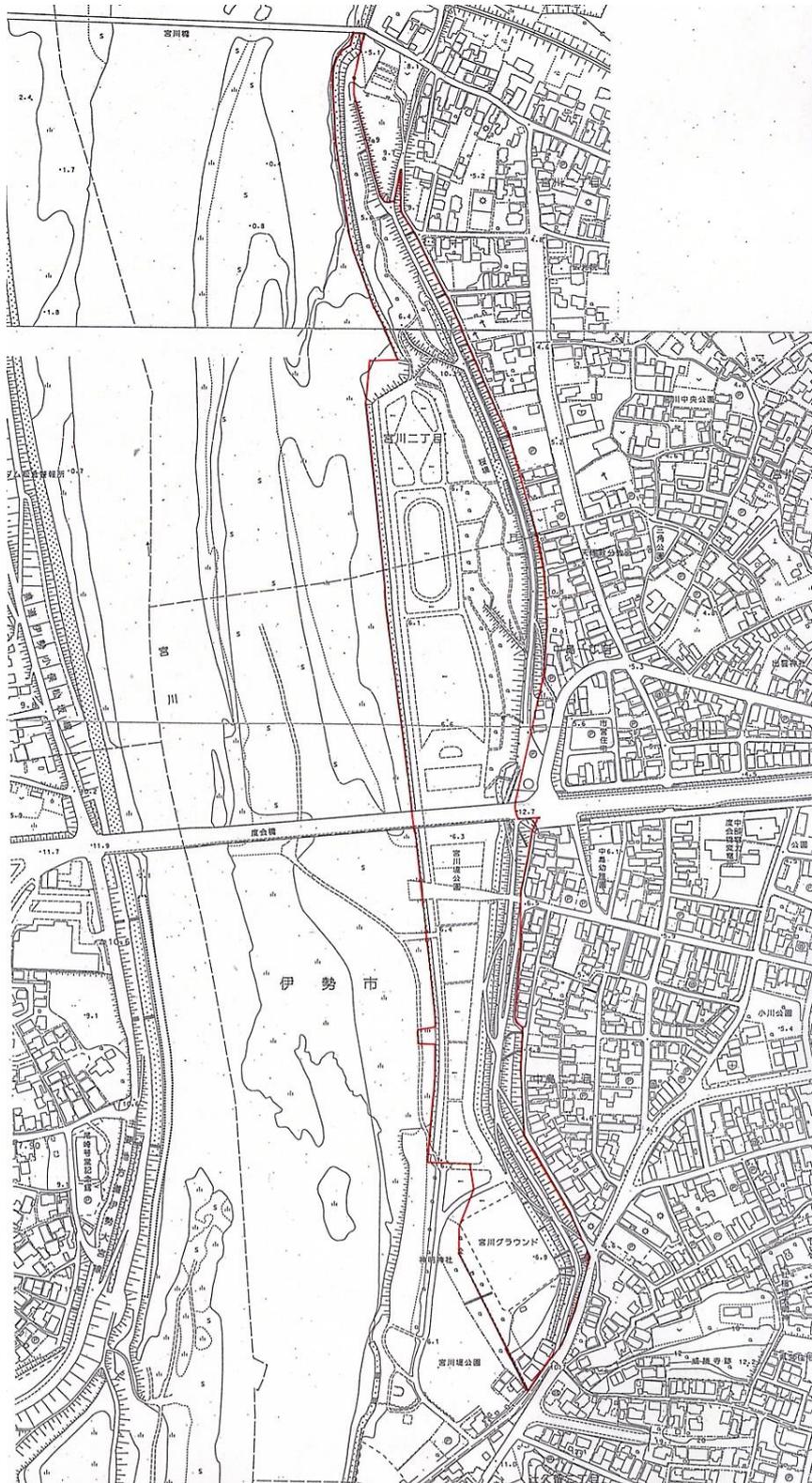


図1 名勝「宮川堤」指定範囲図